

広島県告示第三百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十一年四月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

三次市秋町字福谷九九、一〇九から一一一まで、一一二の一から一一二の三まで、一一三の一、一一三の二、一一二一、一一二二、字平岩二二七、一二八、一二九の一、一二九の二、一三〇の一、一三〇の二、一三二の一、一三二の二、一三五、一三九の二、一四八の二、一六一から一六四まで、一六六、一六七、一六八の一、一六八の二、字風呂谷一七二の一、一七三の一、一七四の一、一七五の一、一七六の一、一七七の一、一七八の二、一七八の三、二〇六の二、二〇六の三、二〇七、二〇八

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局農林整備部森林保全課及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。)